

監査報告書

平成16年6月21日

独立行政法人造幣局

理事長 西原 篤夫 殿

独立行政法人造幣局

監事 有賀 熊、

監事 新庄 俊


独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第1期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

業務監査については、理事会及び幹部会、その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しました。さらに、本局及び東京・広島支局において、年2回担当課長から業務の実施状況を聴取するとともに、現場において業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、現預金を実査し、ERPシステムのデータ、契約関係書類等を閲覧するとともに、会計監査人からは監査の方法とその結果について報告を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の正確性について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の運営は、法令等に従って適法に行われていると認めます。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書は法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、独立行政法人会計基準の規定に従って作成され、法人の財政及び運営状況を正しく示しており、附属明細書は適切に補足説明していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の手法及び結果は相当であると認めます。

以上